

見守りに関するQ&A（見守りチャーびら隊事業者用）

Q 1 地域見守り活動とはどんなことをするの？

A 1 皆さまが業務で地域を回る際に、異変（いつもと違う、普通じゃない）と感じた時に、関係機関へ連絡していただきます。

Q 2 異変とは何ですか？

A 2 たとえば次のようなことです。

(1) 家の外から見た異変

- ① 新聞や郵便物が多量にたまったままになっている。
- ② 同じ洗濯物がずっと干されたままになっている。
- ③ 昼なのに電気がつけっぱなし、あるいは夜なのに暗いままの状態が続いている。
- ④ 夜中なのに玄関のドアなどが開けっぱなしの状態が続いている。
- ⑤ 家の周りや部屋の中が異常に散らかっている。
- ⑥ ペットが衰弱している、いつもと異なり凶暴化している。
- ⑦ お届け物などをいつも手渡す人に会えない。
- ⑧ 異臭がする。

(2) 対象者の姿、様子などから感じる異変

- ① 倒れていたたり、座り込んだままで呼びかけに応じない。
- ② 以前と比べ、歩行をはじめとした動作が不自由になっている。
- ③ 以前と比べ、意思疎通が困難になった。
- ④ 無表情で話をしたがらない、ひどくふさぎこんだ様子である。
- ⑤ 極端に痩せている、顔色が悪い、生気がない、不自然なあざが見られる。
- ⑥ 季節に合わない服装をしている、体や服が異常に汚れている。
- ⑦ 本人または家族の怒鳴り声が聞こえる。
- ⑧ 室内から尋常でない泣き声や悲鳴が聞こえる。
- ⑨ 本人または部屋全体に尿などの臭いがする。
- ⑩ 法外な高額商品や健康食品などが大量に置いてある。
- ⑪ 不審な人が出入りしている。

Q 3 見守りにどんな意味があるの。

A 3 少子高齢化や単身世帯の増加などから、地域のつながりが薄れ、社会的に孤立する人が増えています。結果、孤立死や、子育てや介護の疲れなどから虐待に及ぶ事例が発生しています。また高齢者を狙った詐欺や悪質商法による被害も多発しています。

いろいろな人に見守りをされているということで、不安のある方に日ごろの安心感を与えるとともに、いろいろな人で見守ることで、早期発見ができ、孤立死や虐待を未然に防ぐことにつながります。

Q 4 見守られる人（対象者）はどんな人？

A 4 那覇市内に暮らす方はすべて対象になりえますが、特に高齢者や子ども、障がいのある方、生活困窮者などが考えられます。

Q 5 忙しい時、急いでいる時も見守りは強制ですか。しなかった

ことの責任を問われますか。

A 5 長く活動をしていただくため、無理のない範囲でお願いしています。この取り組みはあくまで人道的見地から行うものであり、通報しなかったことによって、市から責任を問われることはありません。

Q 6 異変かどうか判断に迷うときは？

A 6 生命に明らかな緊急性がない場合、通報したほうがいいのか迷う時があると思いますが、その際は直ちに通報せず、事務所に帰られて上司の方などに相談されてからで結構です。

Q 7 異変を感じたらどこに通報すればいいですか。

A 7 緊急の場合は消防や警察に連絡を入れていただきますが、そうでない場合、市に連絡をください。（市と見守りに関する協定を結ぶ際に、市から連絡先をお渡しします。）

Q 8 どこへ通報し、どんなことを言えばいいですか。

A 8 - 1 市町村窓口への連絡（緊急性がない場合）

- ① まず見守り隊からの連絡であることを伝えてください。
- ② あなたの会社名（自治会名）、氏名、連絡先。
- ③ 異変が疑われる内容を伝える
- ④ 異変を発見した場所（わかれば住所、世帯名、名前）、おおよその年齢、性別などを伝える。

A 8 - 2 消防署（119番）への通報（緊急性がある場合）

人が倒れているなど、生命にかかわることが考えられる場合

119番し、相手の指示に従って話してください。

A 8 - 3 警察（110番）への通報（緊急性がある場合）

明らかに事件性がある、緊急に救出する必要がある場合、緊急に家の中に入る必要がある場合、110番してください。

Q 9 連絡した後はどうなりますか？

A 9 民生委員や社協、市の関係機関が調査・必要に応じ訪問し、見守り対象者のご家族などに連絡いたします。

また、その後どうなったか安否を通報者にお知らせいたしますが、個人情報に関わることはお教えできません。

Q10 通報したことに対し本人から苦情を言われませんか。

A10 通報した方の会社名や氏名などは、こちらから対象者の状況の確認などの連絡に利用するだけで、見守り対象者に通報者の会社名や名前を教えることはありません。

Q11 個人情報についてはどうなっていますか。

A11 個人情報保護法で、「身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるときは、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる」とされています。

ただし見守り活動で知り得た情報を、緊急時にご近所の協力を仰ぐ際などに伝えることは考えられますが、そのほかは必要な関係者以外にお話しすることのないよう、留意してください。

Q12 注意することは

A12 行政機関に連絡する時はFAXやメールでなく、電話でお願いします。個人情報扱うため、万一送信先の間違いがあってはいけないからです。

また見守り活動で知り得た情報を、見守りや関係機関への連絡、本人の支援以外の目的に使ってはなりません。